

8月1日から

児童扶養手当を

父子家庭にも支給



照会先 子ども家庭課 ☎ 23-7733

ひとり親家庭の自立支援のため、平成22年8月1日から父子家庭にも拡大されることになりました。

◎児童扶養手当とは・・・

ひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、子どもの心身の健やかな成長のために支給される手当です。対象は18歳になって最初の3月31日まで(中程度以上の障がいがある場合は、20歳の誕生日の前日まで)の間にある子どもです。

◎父子家庭の支給要件は・・・

次のいずれかに該当する子どもを監護し、かつ生計を同一している場合

- 1 父母が婚姻を解消したとき
- 2 母が死亡した子ども
- 3 母が一定程度の障がいの状態にある子ども
- 4 母の生死が明らかでない子ども
- 5 その他

◎手当額は・・・

受給資格者が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得などにより決まります。

- ◇児童1人の場合…全部支給：41,720円
一部支給：9,850円～41,710円
- ◇児童2人の場合…5,000円加算、3人目以降1人につき3,000円加算

※所得制限により支給されない場合があります。

◎次のような場合には支給されません

子どもが

- イ 日本国内に住所がないとき
- 父または母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき
- ハ 母に支給される公的年金給付額の加算対象となっているとき
- ニ 労働基準法などの規定による遺族補償を受けることができるとき
- ホ 児童入所施設または里親に委託されているとき
- ヘ 父の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているとき(母に重度の障がいがある場合を除く)

父親が

- イ 日本国内に住所がないとき
- 公的年金給付を受けることができるとき(国民年金法に基づく老齢福祉年金を除く)

◎父子家庭の申請と受給は・・・

◇申請手続き

受給資格者・子どもの戸籍謄本などが必要です。人によって持ち物が異なりますのでご相談ください。

◇申請時期

○すでに父子家庭としての支給要件に該当している方は、8月1日より前でも申請できます。

○11月30日までに申請すると、次のような取り扱いになります。

- ・7月31日までに支給要件に該当している方
→ 11月30日までに申請し、認定されると「8月分」から支給されます。
- ・8月1日から11月30日までに支給要件に該当した方
→ 11月30日までに申請し、認定されると「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

○11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になります。

◇支給時期

12月、4月、8月の各月原則11日にそれぞれの前月分までが支給されます。

詳細は市ホームページをご覧ください。

市民親子無料入場券

施設 円空館
(池尻185) ☎ 24-2255

期間 7月17日(土)～8月31日(火)
※切り取って受付へ提出してください

市民親子無料入場券

施設 篠田桃紅美術空間
(若草通3-1) ☎ 23-7756

期間 7月17日(土)～8月31日(火)
※切り取って受付へ提出してください

市民親子無料入場券

施設 関鍛冶伝承館
(南春日町9-1) ☎ 23-3825

期間 7月17日(土)～8月30日(日)
※切り取って受付へ提出してください